

# いしかり 生きものかけはしプラン

石狩市生物多様性地域戦略

令和 年 月

石狩市

# はじめに

※市長コメント

## 内容

第1章	計画の基本的事項.....	4
1.1	計画策定の背景.....	4
1.2	位置づけ.....	4
1.3	期間・対象区域.....	5
第2章	石狩市の生物多様性の現状と課題.....	7
2.1	自然に支えられる私たちの暮らしと生物多様性.....	7
2.2	現状と課題.....	7
第3章	基本方針・目標.....	9
3.1	基本方針.....	9
3.2	目標.....	9
第4章	施策.....	10
4-1.	地域ごとの保全方針.....	10
4-2.	希少種、注目種の保全.....	11
4-3.	外来種対策.....	11
4-4.	野生動物との軋轢緩和.....	12
4-5.	持続可能な活用.....	13
4-6.	環境教育の推進・ふれあい機会の増加.....	14
第5章	計画の推進.....	15
8.1	推進体制.....	15
8.2	進行管理.....	15

※後ろに合わせて修正

# 第1章 計画の基本的事項

## 1.1 計画策定の背景と目的

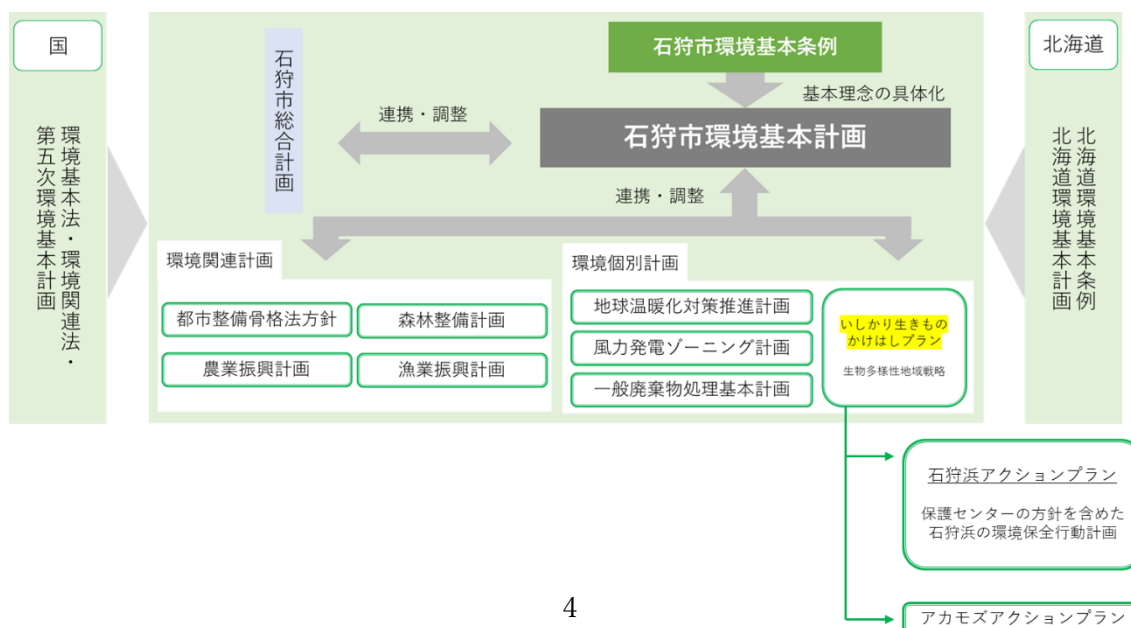
本市の前身である石狩町は、石狩浜の自然を町の財産として保護を続けていました。一方で昭和48年から石狩湾新港が建設されはじめ、大規模な自然環境が失われました。開発は進みましたが、海浜植物を残すという考えはなくなり、現在も都市公園や保護地区として残されています。

平成29年には、道の駅石狩「あいろーど厚田」がオープンし、本市の北部に位置する厚田区や浜益区の新たな自然資源の発掘・活用をつなげるために自然環境調査が始まりました。その調査結果から、本市には豊かな多様な自然環境が残されており、中には保護を必要としている種が明らかとなりました。

厚田区や浜益区は重要な自然が豊かにあるからこそ、地域により身近すぎて認知度が低いことが顕著です。逆に旧石狩市域は札幌市に近く、なかなか身近な自然に気が付かないことが課題となっています。さらに、長年保護してきた石狩浜は、気候変動や外来種など問題が異なってきており、今までの保護・保全の考え方を見直す必要が出てきました。そのような背景の中、本市は生物多様性の保全に対する方針を「いしかり生きものかけはしプラン」として定め、本市の生物多様性を維持し、豊かな自然と多様な生物と石狩市民が共生するまちを目指します。

## 1.2 位置づけ

いしかり生きものかけはしプランは、石狩市環境基本条例に基づく「石狩市環境基本計画」、まちづくりの総合計画である「石狩市総合計画」、を上位計画とし、生物多様性に関して方針、行動計画を定め、豊かな自然と多様な生物と石狩市民が共生するまちを目指し推進していきます。



### 第3次石狩市環境基本計画（令和3年3月策定）

豊かな自然と多様な生物、そして人とが共生するまち

#### ①生物多様性の保全

- ・地域ごとの保全方針
- ・希少種及び外来種への対応
- ・他機関との連携した情報収集や共有の体制構築

#### ②自然との共生

- ・持続可能な資源の利用
- ・野生動物管理

いしかり生きものかけはしプラン  
（生物多様性地域戦略）

### 1.3 期間・対象区域

計画の期間は、令和6（2024）年度～令和22（2040）年度までとし、令和12（2030）年度を中間目標年度とします。

#### ○長期目標（2040年）

長期目標は上位計画である第3次石狩市環境基本の策定時に出た自然環境についての意見や、有識者や関係者の意見を参考に石狩市の生物多様性をどう守っていくか目指していく将来の姿です。

『豊かな自然と多様な生物、そして人とが共生するまち』

海や川、森林など広大で豊かな自然環境と、そこにすむ多種多様な生き物と人々が、共生していくまちを目指します。（第3次石狩市環境基本計画）

○計画目標（2030年）

計画目標は本プランを見直す2030年度までに生物多様性の保全のためにどういった行動をしていくかの目標です。この目標を達成し、長期目標の実現に向けて取り組みを各関係者とともに進めていきます。

対象区域は、自然・生き物のつながりを考慮し、石狩市域、隣接する陸域及び海域（石狩湾）とします。必要に応じて、隣接する自治体等と連携を図り、石狩市周辺の地域も対象とします。

## 第2章 石狩市の生物多様性の現状と課題

### 2.1 自然に支えられる私たちの暮らしと生物多様性

本市は、北海道の西側に広がる石狩低地帯の北西端に位置し、石狩湾（日本海）に面しています。平成17年に旧厚田村、浜益村と合併をし、南北に約67kmの長い市となりました。北は暑寒別天売焼尻国定公園に指定されている暑寒別山系や、ウミウ・オオセグロカモメのコロニーが見られる雄冬海岸、厚田にはルーラン海岸と呼ばれる柱状節理が発達した火山岩が見られます。南には海岸砂丘から天然生カシワ林までの連続した海浜生態系が大規模で残る石狩浜が位置しています。様々な自然環境、気候や地形などの条件が異なる場所が多くあるほど、それぞれの場所に適応した生きものが生息生育することで生態系の多様性を生みます。（生態系の多様性）

また、本市はニシンやサケといった自然の恵みを受けながら発展してきました。ハマボウフウを季節の山菜として親しみ、ハマナスの花びらを摘んで売っていたこともありました。生活の開拓をしていくにあたり、防風林がないと生活や農業が成り立たないという先人からの知恵、ハマボウフウやハマナスなどの海浜植物が海浜地の過度な利用による減少を受け海浜植物等保護地区の設定など、今日にも身近な場所で自然が残っている背景には自然から受けた恩恵が色濃く残っています。

近年では、海岸に残る砂丘は自然防潮堤の役割を果たしていることが注目されており、海浜植物が生育する海岸砂丘は風や飛砂を防ぐだけでなく、津波からの影響も軽減すると言われています。

### 2.2 現状と課題

#### ■生態系の多様性


石狩市では、石狩浜から厚田区に広がる海浜草原、浜益区にある黄金山や暑寒別岳、大規模な防風林など様々な生態系が見られます。海岸でも、海蝕崖・磯浜・砂浜があり、さらに砂浜の中でも砂の粒が異なる場所があります。それらの自然環境・生息生育している生きものは、まだまだ知られていないことが多くあります。それらの情報を引き続き得ていくと共に、

過去の状態よりも劣化している場合は対策を講じる必要があります。

また、私たちの食卓に並ぶ食材は生態系の一つです。農作物は、土地は土壌中の生きものによって耕され、花粉媒介者のおかげで受粉が成り立ちます。農地の周辺の自然環境を守ることは、農作物の収量につながり、経済にも大きく影響します。もちろん、本市の発展になくはない漁業は、海だけではなく森の状態が悪くなれば海的环境も悪くなり、漁獲量にも影響していきます。

逆に、自然環境に近づきすぎることによる弊害もあります。野生動物は私たちの知らない病原菌を持っていることもあり、不用意な餌付けは病原菌をうつす・もらう、広げるということがあり得ます。


私たちの暮らしには生態系の恩恵を受けていることを知ることで、自然を守る気持ちが身近になり、自然を大切に作る行動が当たり前になることも必要です。

：重要地の保全・農林水産業・ワンヘルス・環境教育・自然資源の利用

#### ■種の多様性


動物だけではなく植物や昆虫、鳥、魚などのたくさんの生きものがいることで多様性を生みます。本市では、現在〇〇種の生き物が生息していると言われています。中でも重要種としてあげられている動植物は 種の生息生育が確認されています。

しかし、海浜植物が生息している環境の変化、外来種の侵入が様々な場所で確認されており、その場所に合わせて生息している生きものへの影響が懸念されています。

：希少種・外来種

#### ■遺伝子の多様性

一つの種でも大きさや色、模様が異なりそれぞれ個性があることで多様性を生みます。ハマナスを一つ見ても、実をたくさんつける個体、実にトゲが多くある個体、花びらが大きな個体など同じ種でも個体差があります。開発などによって多く生息している種でも減少することで、本来あったはずの生息地の減少・分断が考えられ、多様な個体での繁殖ができなくなり、遺伝的な多様性への影響が懸念されます。本市は、再生可能エネルギーを含めた開発により、自然地の減少が問題となっています。

：希少種・再生可能エネルギー



## 第3章 基本方針・目標

### 3.1 基本方針

生物多様性の施策や取組を進めるに当たり、目指すべき方向性を基本方針として定めま  
す。基本方針は、生物多様性の状況などの情報の取り扱いに関する事項をはじめ、生物多様  
性の普及啓発や次世代育成に関する事項、第2章で整理した課題に対応する保全などに關  
する事項、地域活性化につながる生物多様性の持続的な活用に関する事項、推進主体の協働  
に関する事項の5つとします。

#### ①生物多様性の保全

- ・地域ごとの保全方針（地域保全）
- ・希少種及び外来種への対応
- ・他機関との連携した情報収集や共有の体制構築

#### ②自然との共生

- ・持続可能な資源の利用（産業利用・再エネ）
- ・野生動物管理（軋轢解消）

### 3.2 目標

#### ■いきものと石狩市のかけはし

希少種も生育生息できる環境が保全され、外来種や人為的な影響が最小限で食い止めら  
れている状態から、過去に人為的な影響を受けて損失した環境の保全性を Eco-DRR の考え  
を取り入れながら回復することに努める。

#### ■生きものと情報のかけはし

現状で環境データがない場所に関しては他機関との連携を通じて得るとともに、その情  
報を各関係者等へつなげ、得られた情報をもとに今後の対策等を検討する。また OECM 等  
の考え方に基づいた生態系ネットワークの構築等も視野に入れていく。

#### ■生きものと市民のかけはし

市民が共有の財産である自然環境を残したい・守りたいと思う意識の向上と、行動変化を  
起こすようなきっかけづくり、ネットワーク環境を駆使した情報提供の充実を図る。

## 第4章 施策

### 4-1. 地域ごとの保全方針

#### ○生物多様性の保全上重要な地域の抽出

自然公園地域などの法令によって保護されている地域以外にも、里地里山や海浜、湿地など生物多様性が豊かな自然が存在しています。このような自然を適切に保全する仕組みをつくるため、石狩市内の様々な調査データ等を踏まえ、生物多様性の保全上重要な地域を科学的に抽出します。


#### ○広域的な視点を用いた重要地の保全


本市は近隣市町村から海・川・山と隣接し、自然が繋がっている場所です。また、海岸線が長く、渡り鳥の重要な国際的な湿地（ラムサール条約湿地）ではありませんが、中継地点として重要な場所となっています。市内の範囲にとらわれず、広域的な視野で状況を考え、必要に応じて国・北海道と連携して重要地の保全をしていきます。

#### ○制度を用いた助言と情報の共有

市が定める都市公園や文化財等の法令に基づき、生物多様性の保全や配慮事項に関して必要な助言、積極的な推進をしていきます。また、国、北海道が定めている国定公園や鳥獣保護区域等においても、該当する生息環境以外の生物を含めた地域の生物多様性の維持回復にも貢献することから、各関連所管においてできる限りの助言と、情報の共有を図っていきます。

#### 【関連法令・計画】

石狩市公園条例  都市公園

石狩市文化財保護条例  指定文化財

石狩市農業振興計画

石狩市漁業振興計画

北海道自然環境等保全条例

北海道 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

#### 海浜植物保護センター事業

石狩海浜植物等保護地区は石狩浜の海浜植物を含めた石狩浜の自然を保護するために定めた条例です。条例に基づき石狩浜の自然状態をモニタリングし、車の乗入れや過度な採取といった人為的な影響から守るために監視員を配置しています。

(石狩市海浜植物保護センター)

#### ○保全活動における支援

重要な地域における保全対策を実施している団体に対し、重要地の保全につながる広報等の支援をすることにより、市民に対する普及啓発に繋がります。

### 4-2.希少種、注目種の保全

#### ○未調査地域の生物分布情報の把握とモニタリング

本市は平成30年から令和3年の自然環境調査によって、何地点かの生物情報を取得しました。しかし、未調査地域の情報は乏しく、実施した調査地においては継続したモニタリングが必要となります。希少種や注目種においては必要に応じたモニタリングの継続、未調査地においては継続的な環境調査を実施していきます。

##### 【希少種・注目種】

オオムラサキ

シロマダラ

アカモズ

##### 【関連法令】

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

希少野生動植物種保存基本方針

#### ○アクションプランの作成

絶滅の恐れの高い種や保全の必要な地域においては本プランの中に個別の行動計画としてアクションプランを設け、その種・地域に合わせて計画を検討・実施していきます。必要に応じて国、市町村、動物園、植物園、水族館、博物館、保健環境研究所、その他の教育・研究機関と連携し、保全を図ります。

### 4-3.外来種対策

#### ○影響を及ぼす外来種の防除対策

特に本市の生態系に影響を与える外来種については、積極的に駆除対策を講じます。また、駆除による弊害等も考慮し必要に応じて専門機関へのヒアリングをした上で実施します。

#### ○水際対策促進

外来種の三原則である「入れない・捨てない・拡げない」をもとに、積極的な外来種への関心と防除意識の喚起を図る扱い方法、ペット外来種の終生飼養に関する情報などを発信

します。原則として、外来種となった生きものへのネガティブなイメージをつけることを避け、人為的に持ち込まれた背景を伝えていくように心がけていきます。

【関連法令】

北海道生物の多様性の保全等に関する条例

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

動物の愛護及び管理に関する法律

石狩浜外来種防除事業

平成 29 年から石狩浜に位置する親船町名無沼で、北海道指定外来種のアズマヒキガエルを駆除しています。アズマヒキガエルは地表性昆虫を捕食し、卵塊・オタマジャクシに毒があると言われ、石狩浜の生態系への影響が懸念されることから繁殖期に合わせてワナを設置し駆除をしています。

#### 4-4.野生動物との軋轢緩和

##### ○市街地での鳥獣対策

市内では全道的にも問題となっているエゾシカの増加に伴い、平成 24 年から令和 3 年の交通事故の件数平均が 9 年で 2 倍（北海道警察）、農作物の被害額が 10 年で約 1.5 倍になっている現状があります。（石狩市鳥獣防止計画）

ヒグマについても、近年では今まで目撃することが少なかった場所でもフンや足跡などの痕跡が発見されています。さらに生息地を拡大すると市街地での目撃も考えられます。本市では、北海道が定める計画をもとに、市街地へ現れた野生鳥獣に迅速に対応し、住民への危機管理情報の発信に努めます。合わせて、近隣市町村での発生事例をもとに、横との連携を深めて対応していきます。

【関係法令・計画】

北海道エゾシカ対策推進条例

北海道ヒグマ対策計画

石狩市鳥獣防止計画

石狩市

##### ○自然地での鳥獣対策

自然地でのエゾシカ増加への影響は現在明確には明らかとなっていませんが、市街地での目撃増加から植生への影響が懸念されます。現状の状態を把握し、エゾシカが爆発的に増える前に必要な対策を必要に応じて専門機関の意見を伺いながら進めていきます。

##### ○鳥獣保護管理における普及啓発

全国的に有害鳥獣捕獲の担い手は減少しています。本市でも、担い手の解消となるような対策について国、北海道と連携して努めていきます。合わせて、安易な保護・餌付け・生態系への影響・農水産被害などの鳥獣保護管理に関する知識を自然環境教育の場を活用して発信していきます。

#### ○ワンヘルス教育の推進

本市は市街地にキタキツネが生息しており、エキノコックス症などの危険が身近にあります。また、アライグマなどの外来種から狂犬病やカイセン、渡り鳥由来の鳥インフルエンザなど野生鳥獣から様々な寄生虫・病原菌を媒介する可能性があります。こういった生きものとの適切な距離について、市民への普及啓発を回覧やホームページを活用して発信します。

### 4-5.持続可能な活用

#### ○農林水産業における生物多様性

農林水産業が持続的に続くためには、基盤となる生態系が保全されていることが必要です。特に、水産資源は、森の環境が良くなければ海に養分として流れず、枯渇していきます。私たちの身近に感じる生物多様性の必要性を発信すると共に、農林水産業に関する計画を作る関連部署と連携して生物多様性の観点を普及していきます。また、生物多様性等の環境に配慮した消費者（グリーンコンシューマー）を育てるため、生物多様性に配慮した環境ラベルを生物多様性情報総合プラットフォームで紹介するなど普及・啓発に努めます。

#### ○プラスチック資源循環の促進

本市には長い海岸線があり、国内外問わずあらゆる廃棄物が海に流れてきます。石狩市一般廃棄物（ごみ）処理計画に基づく対策に合わせて処理・防止に努めると共に、漂着物やマイクロプラスチックによる生態系への影響など情報発信について普及・啓発に努めます。

##### 【関連計画】

石狩市一般廃棄物（ごみ）処理計画

#### ○再生可能エネルギー導入における配慮

本市は再生可能エネルギーのポテンシャルが高いと評価されています。令和4年には環境省により脱炭素先行地域として選ばれました。一方で、再生可能エネルギーを広げるためには自然地を開発する必要もあり、生態系への影響が懸念されます。国や北海道でも示している通り、本市でも生物の多様性を考慮した再生可能エネルギーの導入を進めます。多様性が損なわれる可能性がある場合は、希少種等の情報を積極的に管理者へ提供して配慮を求めます。

### 【関連計画】

石狩市風力発電ゾーニング計画

## 4-6.環境教育の推進・ふれあい機会の増加

### ○GIS・GPSを活用した情報発信

都市公園だけではなく、登山や海水浴、散策などができる自然環境が本市にはいくつもあります。しかし、市民からの認知度は低い傾向にあります（石狩市環境基本計画アンケートより）。本市では令和3年3月に「石狩市環境情報等オープンデータポータルサイト」を公開しました。それを積極的に本市の自然を活用し自然環境の場を普及啓発するとともに、自発的に観察するような仕組みづくりを進めていきます。

### ○環境学習の推進

本市では石狩浜の環境学習を中心として、様々な環境に関する環境学習プログラムがあります。本市の自然環境について、教育機関、生涯学習等、年齢・年代を問わずできる体制の構築と、状況に合わせてアップグレードしていきます。

#### 【石狩市環境教育プログラム】

- ・石狩浜学習（海浜植物について、石狩浜について）など
- ・外来種（外来種とは？、外来種駆除体験会など）
- ・エネルギー学習（風車見学、発電体験など）
- ・ごみ、リサイクルしよう（海ゴミはどこから来るの？）

### ○自然資源の利用

石狩浜のハマナスはかつて香水の原料として売られていた背景から、エコツアーなどを通じてハマナスの花摘み体験・蒸留水抽出体験などを行っています。ほかにもサイクリング、フォトコンテストなど自然環境を資源として観光への活用を進めています。環境を損なうことなく、資源として活用し続けられるルールを定めて引き続き関係部署と進めていきます。

### 【関係計画】

石狩市観光振興計画

## 第5章 計画の推進

### 5.1 推進体制

本プランの推進にあたっては、市、事業者及び市民の三者が、それぞれの責務に応じた役割分担と協働・連携によって石狩市の生物多様性を守っていく必要があります。

#### 【環境審議会及び庁舎関係部署】

本プランに関する基本的な事項について調査・審議は環境審議会で行います。その他、専門的な知識を有する事業については、適宜学識経験等から意見をいただき、随時見直しを図っていきます。また、自然に関わる他部署にも積極的に情報交換をして、全市的に取り組んで進めていきます。

#### 【国・道・市町村・民間企業】

生きものを取り巻く環境は市町村の垣根を超えて、世界規模で考えていく問題もあります。本プランは石狩市の取り組みではありますが、必要に応じて柔軟に関係各所と進めていきます。

#### 【市民】

生きものがある環境を守ることは、私たちの暮らしを守ることもつながります。石狩の町にはどんな自然があって、どんなことが問題で、私たちに何ができるのか興味を持ちつつ、石狩市の豊かな自然を大切に思う気持ちを持ってもらうような取り組みをしていきます。

### 5.2 計画の進行管理

本プランの進行管理は、環境基本計画に合わせて2040年を目標とし、2030年に見直しを図ります。目標や成果指標、関連施設の状況等を検証・評価し、PDCAサイクルにより管理をします。結果や報告については、毎年発行する「環境白書」や「石狩浜海浜植物保護センター活動報告書」にて公表します。